

平成26年度 第5回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成27年3月27日(金) 10時00分～12時00分
開催場所	松阪市役所 地下会議室
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (名城大学教授) 委員 坂本 聰子 (司法書士) 委員 坂本 昇 (税理士)
事務局	佐藤 契約監理担当参事 廣田 公共工事適正化担当監 刀根 契約監理課長 湯川 調達係長 渡邊 契約係長
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告(平成27年1月から3月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議(楠井委員長抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 平成27年度入札制度改正について 次回開催日程及び抽出委員の選出

委 員	事 務 局
<b>●議題1 入札及び契約の状況報告</b>	
・それでは会議の初めに、平成27年1月から3月までの工事関係入札及び契約について、事務局から状況報告をお願いします。また、指名停止措置の運用状況についてもあわせて事務局から一括して説明をお願いします。	・工事の発注状況について 第4四半期の入札件数は61件(内訳:工事54件、委託3件、不調4件)、契約金額3億2997万6720円(内訳:工事3億1824万4680円、委託1173万2040円)、平均落札率は82.23%(内訳:工事84.29%、委託67.04%)、平均入札参加者数6.8社となっております。前年同期と比較しますと、入札件

	<p>数は 19 件の増となっております。平成 26 年度の総発注件数は、492 件で前年より 23 件の増となりました。これについては、災害復旧工事の発注増が主な要因となっております。</p> <p>・指名停止措置の運用状況について 第 4 四半期における指名停止の措置状況としましては資料記載の 1 件でございます。 この案件につきましては、尾鷲市発注の「市立輪内中学校耐震整備に伴う改築工事」の下請け業者として、校舎跡地に基礎コンクリートなどの廃材を、撤去せず埋め戻していたという問題で、当時の現場責任者が廃掃法違反（不法投棄）の容疑で 2 月 4 日に逮捕されました。このことについては、松阪市指名停止等措置基準別表第 2 - 7 「不正又は不誠実な行為」に該当し、4 ヶ月間の指名停止としたところでございます。 なお、この措置処分については、起訴罪名及び罰条によっては指名停止期間を変更することとし、また、被疑者が不起訴となった場合は、指名停止を解除することを追加条件としています。</p>
<p>●議題 2 抽出事案の審議（楠井委員長抽出）</p>	
<p>・今回の抽出事案につきましても、前回同様に落札率の高かった案件と参加者の少なかった案件を抽出事案とさせていただきます。それら案件につきましては、事務局で抽出事案のリストを整理していただいておりますので、それら契約の経緯について事務局から説明をいただきたいと思います。</p> <p>また特に、入札参加者が 5 社以下で落札率が 90%を超える案件については、今期も 7 件発生していますが、工事の特殊性によるものか、またこの時期における一過性のものなのか、などについて伺いたいと考えます。</p> <p>次に、長年、入札制度上の課題ともされて</p>	<p>・まず、この第 4 四半期に入札参加者が 5 社以下と少なく、高落札率ではなかった案件ですが、ご覧のように 23 件ありました。これは、前年の同時期 11 件と比べ倍増しましたが、工事の内容を見ますと、300 万円未満の小規模な土木工事（主には災害復旧工事）が大半で、現場条件等から見ても利益が見込めない工事と判断され、特に手持ち工事のある業者は、無理に受注を望まなかったものと推測されるようです。</p> <p>次に落札率が 90%以上の高値受注となった案件ですが、全体で 3 件ありました。これらはすべて最低制限価格を下回る落札外が発</p>

きました、最低制限価格を下回る入札を一律に落札外とすることによる高値受注に対する課題解消策として、低入札価格調査制度を今期も1件試行導入されていますので、その試行結果についてどうであったか、結果分析を伺いたいと思います。

以上、抽出事案とさせていただきます。

生じたケースで、高値で受注されたものがあります。前年度同期は1件の発生でしたが、発注件数の増加分を考慮しますと、くじの算出幅を1%に変更した効果もあったものと考えております。

次に工事の特殊性や専門性から全国発注する中でも参加者数が限定される案件につきましては、あらかじめ競争性の作用を期待する希望価格型方式により発注しています。今期の工事は総合運動公園の芝生広場に土のトラックレーンを作るものであり、スポーツ施設専門業者2社が参加。落札率は設計価格と比較すると、83.63%となったものがあります。今期の発注件数は1件で、これは前年度同期と同数となっているところです。

次に、落札率90%以上で参加者数が5社以下の案件が6件発生しておりますので説明いたします。

まず全体6件の内5件が災害復旧工事となっております。

公告456号の岩内川、485号の桂瀬川等、434号のだい川等については河川災害工事となっております。いずれも、河川災害の特性として施工現場へのアクセス、進入路などがなく仮設道路が必要となるなど作業環境、作業効率が悪く、いずれも内容はブロック積みですが、この時期の発注で作業員の確保など困難な状況で参加が少なくなったものと考えられます。

続いて公告476号の深野排水路、481号の寺前線については、施工現場が、476号が飯高町森、481号が飯南町横野になります。先ほどの河川災害工事の案件とは異なり、施工現場への進入路などは確保できておりますが、いずれも飯南、飯高地域の工事となり地域条件発注となる事から、参加数は少ない傾向になります。また今回は、工事手持ちの多い時期の発注となったことから、より少なく高い率での落札となったと考えています。

公告447号大阿坂町の災害復旧工事につ

いては農道の災害復旧工事ですが、工事規模が 60 万円と少額であった事から参加が見送られたと考えております。

いずれの工事もそれぞれの案件の内容によるところですが、やはりそれに加えて、業界全体が一定の手持ち工事に満たされる、この時期の受注意欲低下というものが、結果として現れたものと考えます。

続いて、抽出いただきました低入札調査型による案件の説明をさせていただきます。

公告番号 487 号「平成 26 年度松阪市総合運動公園建設工事（その 2）」ですが、この案件は設計金額 106,178,000 円の土木一式工事で発注したもので、16 社が応札。予定価格は算出率 99.47%で 105,615,000 円、低入札調査基準価格は予定価格の 85%として 89,772,000 円に設定されたものです。

開札の結果、参加 16 社のうち 13 社が低入札価格調査基準価格を下回り、また、応札者の低い方から 7 割の平均額を基に定める失格基準価格を 2 社がわずかに下回り、失格扱いとなったため、3 番目に低い応札者が低入札価格調査を経て、落札決定となったものでございます。

低入札調査型の試行案件は、これで 3 件目になりますが、事前に低入札型の契約を希望する応札者数が最も多かった案件となりました。これについては、様々な要因があるとは思いますが、工事発注が少なくなるこの時期に、繰越制度を活用した発注となったため、手持ち工事も少なく、下請け等の請負体制が整いやすい状況にあったことも、競争性をさらに発揮させた要因になったと考えております。この入札結果からも、「くじの結果による高値受注」に対する効果についても十分に達成されると同時に、くじの結果に左右されること無く、各業者間の競争性の幅も広がったものと考えております。今後におきましても、この方式による試行結果について

	<p>て、しっかり分析していきたいと考えております。</p>
<p>・低入札調査については発注者によって様々な方法で取り組まれているが、発注者、受注者双方に大きな負担となる事もある。今回の調査時間、決定までに要した時間はどのくらいか。</p> <p>・低入札調査制度の難点は時間がかかりすぎるところがある。その分双方への負担があるということ。履行確保には留意する必要があるが、手続としては十分評価できるもの。低入札の試行結果の分析と評価については、意見書へも取りあげたいと考える。</p>	<p>・本市の低入札調査型の制度構築にあたっては、本委員会でもご意見を頂戴し、発注者受注者共に過度な事務負担は避けなければならない事を前提に構築しております。</p> <p>低入札契約についての意向を事前確認し、積算内訳書には一定の審査基準を設定、工事担当者が一律に設計内訳書の内容審査を実施できる方式を整えています。さらに、低入札価格での契約には技術者の追加や契約保証金を 30%にするなど履行担保を確保する事としております。</p> <p>その事から、具体的にはそれぞれの案件によりますが、遅くとも開札当日中の結果確定を予定しているところです。今回の案件は数時間程度で確定しております。</p>
<p>・今回の低入札案件については、繰越工事としての発注時期がより良い結果をもたらしたと考えられる。その様な状況下で結果として 16 社参加の内、更に低い応札額で受注意欲のある業者が 2 社あった。意欲があるが失格基準価格を下回ったため失格となってしまう。そのあたりはどの様に考えているか。</p> <p>・県の調査においても、2 段階、2 種類の調査構成となっている。より低率の応札についてはより詳細な調査を実施するようである。その分負担は必要となるが、失格基準価格、積算内訳の審査基準で最低ラインを設定したいという意向が見えるわけであるが、やはりそれらの率を下回る事になると、業者の利益、経営などが行き詰まるということになるのか。</p> <p>・業者の利潤は必ず将来の建設業を担う技術者の育成などに振り向けてもらえるのだら</p>	<p>・やはり、契約額が安ければ、受注意欲があれば、それで良いという事にはなりません。今回の試行制度にも失格基準価格として低価格の限度ラインを設定しています。また、積算内訳の審査基準で、余りに低価格のものは履行不可能と判断するため一定率の制限を設けています。</p> <p>先ほどのお話しと同じ内容にもなりますが、例えば、資材調達、人的確保、適正な工程など、他の発注者の例の様に、もっと詳細な調査を時間と負担をかけて行うとすれば、より低率の受注も可能とする事が出来るのかもしれませんが、その負担と効果を考えたうえで、現試行制度を構築しています。</p> <p>応札における競争性の幅を広げ、一円でも下回った応札を一律落札外とする従来の最低制限価格制度の弱みを補完するものとして、案件を選定し導入しているものです。</p> <p>業者側の一定の利潤は、中長期に亘って、将来の技術者を育成する事などからも重要</p>

<p>うか。</p>	<p>視されているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質確保については、現場への技術者の追加配置を求めるなどして対策しており、監督員と共に確認を進めながら、より良い工事施工を確保したいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>災害不調については今期も数件発生しているが、全般的には前回説明のあった、発注条件などを広げた発注対策、繰越制度を活用した対策で効果が出たということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生年には、その発注時期が手持ち工事増加の秋から冬にかかることから、自然と参加者が少なくなり、不調も発生する傾向にあります。今年度は1月の発注から条件拡大などの対策を行い、一定の効果が見られたところです。毎年継続となる維持工事などについては、できる限り前倒しの発注を進め、災害復旧工事で工期制限の少ないものについては、繰越制度を活用するなどして今後も対策していきたいと考えています。</li> </ul>
<p>●議題3 随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>それでは、随意契約の意見聴取について、事務局から説明をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4四半期では随意契約として28件の対象案件がございます。新規案件については重点的に詳細説明いたしますのでお願いいたします。</li> <li style="text-align: center;">（・・・重点説明案件のみ記載・・・）</li> <li>生活困窮者自立相談支援業務委託 生活困窮者自立支援法施行（平成27年4月）による生活困窮者自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、その把握したニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定するものです。また、自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、地域関係機関との連絡調整実施等の業務を行うものであります。当該事業の実施に当たり、民生委員、地区福祉会など各種関係機関との連携体制が密にとれ、既存の支援制度の活用や寄添い型支援が適切に実施できることが必要であります。よって、生活困窮の</li> </ul>

<p>・この業務は具体的にどの様な業務か。</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性、他市町の情報も収集しながら慎重に検討されたい。</p>	<p>方々に対して、地域支援の実績が豊富で継続的運営が確保できると認められる当該社会福祉法人と随意契約するものです。</p> <p>・生活困窮者に対する生活、就労支援などの相談受付、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定するものです。</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については慎重に検討されたい。</p>	<p>・総務管理事務システム再構築業務  ・総務管理事務システム運用・保守委託</p> <p>総務管理事務システムとは、「財務会計」「文書管理」「人事給与」「勤休管理・職員申請」などのシステムで構成される内部事務系の情報システムの総称です。現システムは、平成21年10月にプロポーザルにより選定して再構築し、平成26年9月の契約終了後1年間の再リース中となっています。関係各課等と協議し、現行システムをバージョンアップして使い続ける方針を立て、更新準備を行ってきました。現行システムのバージョンアップ版を導入することにより、安全にシステム更新を行えることや、システム更新の職員への影響を最小限に抑えることができます。また、システム経費の削減を図れることができるため、現システムの導入業者と随意契約するものです。</p>
	<p>・平成26年度社会保険・税番号制度システム改修（住基システム）業務委託</p> <p>平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、この法律に基づき、社会保障・税番号制度へのシステム対応を行う必要があります。具体的には、平成</p>

<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、価格の妥当性については慎重に検討されたい。</p>	<p>27年10月1日の個人番号付番、平成28年1月1日の個人番号の利用開始、平成29年7月1日の情報連携開始に対応できるようシステムの改修を行うこととなります。個人番号付番テストが平成27年7月に開始されることから、平成26年度のシステム改修としては、個人番号付番に係る機能について改修を行う必要があり、本業務委託は、既存の住基システムへの番号制度対応のプログラム改修を行うものであります。なお、プログラム改修を行うことができる業者は、既存システムの著作権を有する納入業者のみとなるため随意契約とするものです。</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。</p>	<p>・松阪市グループウェアシステム更新業務及び賃貸借保守業務</p> <p>グループウェアシステムとは、庁内の情報共有のための基盤として、電子メール、電子掲示板、回覧板等の機能を有したシステムのことで、現システムが、平成27年9月30日をもって更新時期を迎えることからシステムの更新を行うものです。このグループウェアシステム更新業務及び賃貸借保守業務については、公募型プロポーザル方式により参加業者を募り、2社の応募の中、提案内容評価及び機能評価、及び価格評価を実施し、次期グループウェア更新業務及び保守業務の契約業者を選定したことにより随意契約とするものです。</p>
<p>●その他 平成27年度入札制度改正等について</p>	
<p>・それでは、平成27年度入札制度改正について事務局より説明をお願いします。</p>	<p>・平成27年度入札制度改正等について、4月1日の発注公告分から実施する4点の事項について説明いたします。</p> <p>1つ目として、「測量調査設計等の業務委託」について、最低制限価格の算出率を現行の67%から75%に引き上げるものであります。これは、本委員会でも過去から議論いただいていた案件であり、平成16年に現行の</p>

	<p>67%に設定して以来、算出率の変更がなかったところです。近年の社会情勢の変遷や他自治体の落札状況を考慮し、75%に引き上げるものであります。</p> <p>2つ目は建築設計の業務委託における発注基準を改正するものであります。これは、本市の設計金額の積算方法を3年かけて国交省の積算基準に移行することに伴う措置で、現行の発注基準枠を2倍に改正するものであります。</p> <p>続いて3つ目として、工事の入札時に積算内訳書を全工事に義務付けするものであります。これは、入札契約適正化法の改正により実施するもので、現行では500万円以上の工事について提出を求めているところですが工事入札について全件に対して法定義務となることから改正いたします。</p> <p>最後4点目として、暴力団排除措置要綱について、県警をはじめとする三重県下の関係者協議会における対策でもあり、従来直接の契約相手である元請業者のみを排除対象としてきたところ、下請け業者すべて（一次以下すべて）を排除対象に改め、より広く暴力団排除を進めるものであります。</p>
<p>●その他 次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・次回開催については平成26年度の意見書調製を進めていただくこととなります。日程が決まりましたら改めてご連絡いたしますのでお願いいたします。</p>	